



川俣公民館だより

令和3年8月15日号
発行川俣公民館
電話562-0321



公民館及び地区グラウンドの 夜間（午後5時以降）貸出しの中止について

国は、7月30日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を埼玉県に発令しました。

つきましては、羽生市では、職員による夜間の新型コロナウイルス感染症の緊急時の対応、ご利用後の換気等の感染対策が困難となることから、下記のとおり公民館及び地区グラウンドの午後5時以降の貸出しを中止することにいたしました。

日頃から公民館及び地区グラウンドをご利用いただいている皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○午後5時以降の貸出しを中止する期間

令和3年8月5日（木）から令和3年8月31日（火）まで

※今後の状況により、期間については延長になる場合があります。

★はつらつ教室★

緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止のため、令和3年8月の「はつらつ教室」はお休みになります。

なお、9月以降の開催については、感染状況をみて判断する予定です。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（高齢介護課）

公民館ご利用の皆様へ

当館へお越しの際は、自宅で体温を測定し、マスク着用の上、ご来館ください。

また、発熱や体調不良の場合は、来館を控えてください。

ご理解ご協力をお願いいたします。

9月の休館日のお知らせ

★毎週火曜日

★9月20日(月) 敬老の日

★9月23日(木) 秋分の日

